

岐 阜 県 公 報

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会規則)

一

号 外 (三) 平 成 二 十 四 年 八 月 一 日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項第七号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「骨髓液を」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年八月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社